

**大阪介護支援専門員協会 堺市西区支部**

**令和元年度 通常総会**

**総会議案書**

**令和元年6月15日(土)**

**会場:国際障害者交流センター**

**(ビック・アイ)**

**大阪介護支援専門員協会**

**堺市西区支部**

## 第一議案

### 平成 30 年度 大阪介護支援専門員協会 堺市西区支部 活動報告

#### 西区支部研修

介護支援専門員資質向上（法定外）研修 登録

○平成 30 年 5 月 19 日（土）

テーマ ケアマネジャーのためのコミュニケーション研修  
アンガーマネジメントを活用して ～基礎編～

時 間 14：00～16：00（2 時間）

講 師 垣尾 成利 様 （日本アンガーマネジメント協会 シニアファシリテーター）

○平成 30 年 10 月 20 日（土）

テーマ ケアマネジャーのためのコミュニケーション研修  
アンガーマネジメントを活用して ～応用編～

時 間 14：00～16：00（2 時間）

講 師 垣尾 成利 様 （日本アンガーマネジメント協会 シニアファシリテーター）

#### 西区支部役員会開催

毎月 1 回定例役員会議。 ベルアンサンプルにて午後 7 時から開催

（会議の開催日）H30 年 4/10、5/8、6/12、7/19、8/10、9/11、10/9、11/13、12/11  
H31 年 1/9、2/12、3/12 合計 12 回開催

#### 行政・他団体との主な連携活動

- 「他職種協働による医療と介護の連携推進事業」
  - 平成 30 年 9 月 1 日 第 6 回 西区多職種事例検討会
  - 医療と介護の交流会 & 勉強会
  - 平成 30 年 6 月 19 日 第 1 回 退院カンファレンスについて
  - 平成 31 年 2 月 21 日 第 2 回 入退院にかかるしくみについて
- 「西区ケアマネ連絡会」 … 講師活動、運営委員参加。
- 「ゆんたくカフェ」 … 運営委員参加
- 大阪弁護士会による「弁護士無料相談事業」

広報活動 ホームページ運営

<http://sakai-caremanager.com/>

Facebook 運営

<https://www.facebook.com/sakainanaku/>

支部活動を進めるため西区支部会を下記の委員にて構成。

… 西区事務局はペガサスケアプランセンター

支部長	ベルアンサンブル介護相談センター	高野 雄史
副支部長	西第2地域包括支援センター	仲 洋一
副支部長	パルハウスくさべ	萬谷 真
理事	社会福祉法人風の馬	中辻 朋博
理事	ケアサービスはるかぜ	満園 貴司
理事	ケアサービスはるかぜ	東野 華子
理事	タイヨウビジネス	松波 奈津子
理事	ケアプランセンターお結び	加藤 伸介
理事	社会医療法人ペガサス	森 早苗
理事	ペガサスケアプランセンター	河内 良祐
監事	ペガサスケアプランセンター	山口 聡
監事	ケアライフ	住田 あゆみ
顧問	岡原クリニック	岡原 和弘
顧問	結いの里	阿部 裕一郎

#### 堺ブロック合同研修

H30年6月16日「30年度介護支援専門員の介護報酬・診療改定」

講師：公益社団法人大阪介護支援専門員協会 濱田 和則 会長

H30年8月18日 介護支援専門員資質向上（法定外）研修

「介護支援専門員の経過記録 ～現場に役立つ生活支援記録法を学ぶ～」

講師：公立大学法人 埼玉県立大学 准教授 鳶末 憲子 先生  
合同会社 鐵社会福祉事務所 代表 鐵 宏之 先生

H30年12月15日「堺ブロック研究大会」座長：兵庫大学 生涯福祉学部社会福祉学科 和田 光徳 教授



## 第三号議案

### 大阪介護支援専門員協会 堺市西区支部 令和元年度 事業計画

平成17年度に設立された公益社団法人大阪介護支援専門員協会の今後の更なる活性化と組織確率アップを目的として、研修等を中心とした事業を実施し、介護支援専門員のサポート及び地域組織とのネットワーク化を推進する。

#### 1. 総会の開催

- ・令和元年6月15日（土） 平成30年度 堺ブロック合同総会

#### 2. 堺ブロック支部長会の開催

- ・令和元年 奇数月 開催予定

#### 3. 資質向上(法定外)研修の開催

堺ブロック内で4回・12時間以上の開催

(令和元年8月3日:堺ブロック研修会、12月14日:堺ブロック研究大会)

#### 4. 堺ブロックホームページの運営

Facebook 運営

<http://sakai-caremanager.com/>

<https://www.facebook.com/sakainanaku/>

#### 5. 堺ブロック部会活動 委員派遣協力

- ・堺市地域包括ケアシステム審議会
- ・堺市地域介護サービス運営協議会
- ・堺市地域包括支援センター運営体制検討部会
- ・堺市における医療と介護の連携をすすめる関係者会議（いいともネットさかい）
- ・堺地域「医療と介護の連携強化」病院連絡協議会(C.Cコネット)
- ・堺市高齢者支援ネットワーク会議
- ・堺市北区高齢者支援ネットワーク会議
- ・堺市堺区高齢者支援ネットワーク会議
- ・堺市西区高齢者支援ネットワーク会議
- ・堺市南区高齢者支援ネットワーク会議
- ・堺市中区高齢者支援ネットワーク会議
- ・堺市東区高齢者支援ネットワーク会議
- ・堺市美原区高齢者支援ネットワーク会議
- ・堺市東区高齢者関係者機関会議
- ・堺市難病支援連絡会
- ・泉州緩和医療懇話会「こころ」
- ・堺市医師会泌尿器科医会在宅尿路管理研究会
- ・堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会（ACP-WG）

#### 6. 堺市西区支部活動の活動内容

##### ① 平成30年度の西区支部活動の方針

「地域の仲間と共に、地域安心ケアを推進する支部活動」をテーマに活動を行う。

- ・定期的な、会員向けの事例検討の開催（ゆんたくカフェ＋独自開催）。
- ・ホームページの活用。

##### ② 介護支援専門員の力量を高める等の活動

- ・多分野との連携強化
- ・資質向上研修の開催（6月・11月）
- ・ケアマネジメント力の向上

- ③ 会員との協力・協同活動
- ・ 経験の浅い会員からの相談や情報交換
  - ・ ホームページなどの会員周知のための広報の活動

**第四号議案**

**大阪介護支援専門員協会 堺市西区支部令和元年度収支予算**

平成31年4月1日～令和2年3月31日（単位：円）

収 入		支 出	
社団法人 大阪介護支援専門員協会		通信費（切手、ハガキ等）	20,000 円
支部交付金 80,000 円		報奨費（講師謝金等）	120,000 円
（@1,000 円×80 名分見込=80,000 円）		会場費	10,000 円
繰越金（平成30年度総会費用等）	120,291 円	印刷費（コピー代等）	20,000 円
		消耗品費（文具、封筒代等）	10,000 円
		予備費	20,291 円
	¥200,291		¥200,291

**第五号議案**

**堺市西区支部役員について**

役職名	氏名	所属
支部長	高野 雄史	ベルアンサンプル介護相談センター
副支部長	仲 洋一	西第2地域包括支援センター
副支部長	萬谷 真	パルハウス くさべ
理 事	中辻 朋博	社会福祉法人風の馬
理 事	満園 貴司	ケアサービス はるかぜ
理 事	東野 華子	ケアサービス はるかぜ
理 事	加藤 伸介	ケアプランセンターお結び
理 事	松波 奈津子	タイヨウビジネス
理 事	河内 良祐	社会医療法人ペガサス
理 事	森 早苗	ペガサスケアプランセンター
理 事	津田 知子	くろひげケアプランセンター
監 事	山口 聡	社会医療法人ペガサス
監 事	住田 あゆみ	ケアライフ
顧 問	岡原 和弘	岡原クリニック
顧 問	阿部 裕一郎	結いの里

\* 西区事務局はペガサスケアプランセンター

## 第六号議案

### 会則の変更について

大阪介護支援専門員協会堺市西区支部 会則（新旧対照表）

令和元年6月15日施行

現 行	改 正 後
<p>(目的) 第3条            本会は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下府協会という）と協力し介護支援サービスの増進に寄与し、職業倫理の向上に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通じてその専門性を高め会員の資質の向上と知識・技術の普及を図り地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第3条            本会は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下府協会という）の支部としての権利と義務を有し、介護支援サービスの増進に寄与し、職業倫理の向上に努め、ケアマネジメントに関する教育及び研究を通じてその専門性を高め会員の資質の向上と知識・技術の普及を図り地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与するとともに、会員の親睦を図ることを目的とする。</p>
<p>(退会)第8条            会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。            (2) 正当な理由が無く、会費を2年以上納入しなかったとき</p>	<p>(退会) 第8条            会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。            (2) を削除            以下号を繰り上げ</p>
<p>(除名及び資格喪失) 第9条            会員が府協会定款第9条、第10条に明らかに該当すると思われる場合は、府協会に対し除名勧告または資格喪失通知をすることができる。</p>	<p>(除名及び資格喪失) 第9条            会員が府協会定款第9条に明らかに該当すると思われる場合は、府協会に対し除名勧告または資格喪失通知をすることができる。</p>
<p>(拠出金の不返還) 第10条            会員が既に納付済みの入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。</p>	<p>(拠出金の不返還) 第10条            全文を削除            以下、条数を繰り上げ</p>
<p>(役員の種類及び定数) 第11条            本会に次の役員をおく。            (1) 会長（支部長）            (2) 副会長（副支部長）</p>	<p>(役員の種類及び定数) 第10条            本会に次の役員をおく。            (1) 支部長            (2) 副支部長            以下同様に置換</p>
<p>(任期) 第14条            1、会長及び監事の任期は、府協会会員任期と期を一にするものとする。</p>	<p>(任期) 第13条            1、支部長及び監事の任期は、次の支部総会までを任期とする。</p>
<p>(招集) 第22条            1、総会は、会長が招集する。ただし、第13条第4項、第14条、第3項の規定による場合は、監事が招集する。</p>	<p>(招集) 第21条            1、総会は、支部長が招集する。ただし、第12条第4項の規定による場合は、監事が招集する。</p>
<p>(招集) 第27条            1、理事会は、会長が随時招集する。ただし、第14条第4項による場合は、監事が招集する。</p>	<p>(招集) 第26条            1、理事会は、支部長が随時招集する。ただし、第12条第4項による場合は、監事が招集する。</p>